

鹿児島県内の認定産業医及び事業場内産業医の実態と産業医活動活性化のための効果的支援策に関する研究

主任研究者 鹿児島産業保健推進センター 所長 松下 敏夫

共同研究者 鹿児島産業保健推進センター産業保健基幹相談員 濱戸山 史郎・他

I. はじめに

鹿児島県内の50人以上規模の1,740の事業場における産業保健活動と産業医活動の実態及び事業場の産業医に未選任の470名の産業医有資格者の実態を、いずれも調査票・郵送法・自己記入による悉皆調査で把握するとともに、併せて、産業医に対するケース・スタディを行い、これら事業場における産業医活動の活性化を支援する効果的な方策を検討した。

II. 成績

(1) 事業場対象の実態調査：

有効回答率: 44.4%。

- ① 対象事業場の衛生管理者選任率、衛生委員会の設置・開催、産業医の選任率等は不十分である。
- ② 重点的に実施の産業保健活動は「健康診断の企画・実施」が最多で、「禁煙対策など快適職場づくり」や「健康の保持増進対策」等は1割以下である。
- ③ 嘴託産業医の活動日数は「月に1回以上」が3割余、職場巡回は「ほぼ月1回程度行っている」は4人に1人程度と活動はきわめて低調である。

(2) 事業場の産業医対象調査：

有効回答率: 25.6% (調査票は事業場を介して配布)。

- ① 産業医資格は「日医の基礎研修終了者」が約7割、選任事業場数は「2~3事業場」(約3割)が最多であるが、「10事業場以上」が1割余り、産業医の契約方法は「県医師会が定めた様式以外の文書契約」、待遇は「月3万円未満」が最も多い。
- ② 産業医の活動状況は、活動日数「月1回程度以上」が約半数、職場巡回は「ほぼ月1回程度」が2割余(図1)、衛生委員会開催の産業医への連絡は「ほとんどない」が約半数、連絡がある者でも「ほぼ毎回出席」は

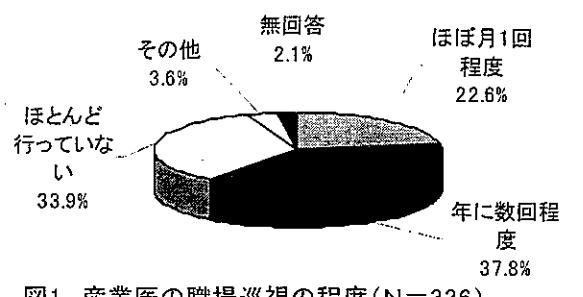


図1 産業医の職場巡回の程度(N=336)

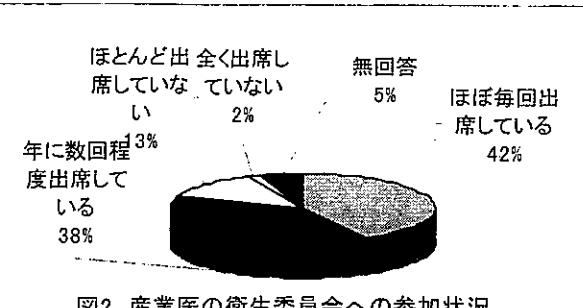


図2 産業医の衛生委員会への参加状況
(N=165)

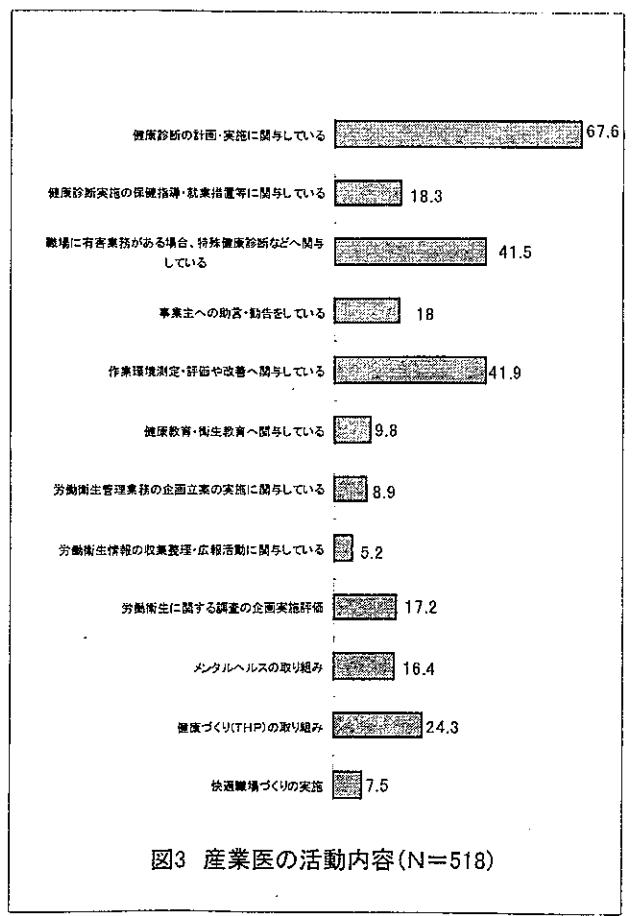


図3 産業医の活動内容(N=518)

約4割程度と極めて低調（図2）。

- ③産業医活動の内容は「健康診断の計画・実施に関与している」が最多で、「健康診断実施後の保健指導・就業措置等に関与している」が2割程度、「労働衛生に関する調査の企画実施評価」は2割以下（図3）。
- ④産業保健活動の実施上困っていることは、3人に1人が「特にない」で、困っている内容では「自分自身の時間的余裕がなく、十分な活動が行えていない」が多い（3人に1人）。

（3）事業場に未選任の産業医有資格者対象調査：

有効回答率：41.3%。

- ①産業医有資格者の事業場への選任希望の有無では「ない」が多い（約6割）。
- ②選任希望者で選任されなかった理由は「要請されることがなかった」が最多で、選任の雇用希望条件は「事業場規模50人未満でもよい」が最も多い。
- ③選任を希望しない者の理由は「時間的に余裕がない」が最も多い（約8割）。

（4）産業医のケース・スタディ（10ヶ所）から：

上記の調査票の成績とほぼ合致する結果を得た。

III. 考察

以上で得られた成績から、事業場における産業医活動が低調である実態と、事業場に未選任の産業医有資格者の実態や改善すべき多くの問題点が明確にされ、事業場における産業保健活動や産業医活動の活性化を支援する方策の樹立にとって極めて有益な情報を入手することができた。

そこで、5年前に実施した調査研究成績と比較検討し、併せてワークショップ・討論を行い、今後の支援策について以下のような提案がなされた。

（1）事業場の産業医に対して：

- ①法令規定の「産業医の職務等」に関する十分な理解を図り、産業医としての自覚を促すこと。

②職場巡視の方法など産業医活動を行う上で必要な実践的な研修を強化すること。

③産業医契約などの面で、医師会等が適切な協力・支援を行うこと。

④嘱託産業医で過大な数の事業場の産業医に選任されている者に対して、責任を持ちうる適切な数を受け持つように勧奨すること。

⑤平成10年9月30日以前の「経過措置」による産業医に対して、研修により日医認定産業医資格を取得することや、資質向上のために研修へ積極的に参加することを勧奨すること。

（2）事業場未選任の産業医有資格者に対して：

①産業医の選任を希望する産業医有資格者に対して「産業医共同選任事業」等も活用し、産業医に選任されるように斡旋する体制等を検討すること。

②事業場の産業医として自信を持って活動できるよう、実践的研修への参加を勧奨すること。

（3）地域産業保健センターに対して：

①行政・推進センターの協力を得て、認知度向上・利用勧奨を一層促進させること。

②「協力してもよい」と考えている産業医を「登録産業医」として組織し、具体的な形で協力依頼を行うこと。

③推進センターの「地域担当相談員」等の活用により、小規模事業場の研修会等の講師派遣・斡旋などのニーズに出来るだけ対応するとともに、産業医の「実地研修」など実践的な研修実施の要望にも応えること。

また、「指導者養成研修」等も企画・実践すること。

IV. 終わりに

今後、この報告書が関係組織・団体等により活用され、鹿児島県や他の都道府県における産業医活動が活性化され、事業場における産業保健の発展にいささかでも資するところがあれば幸いである。